

規則

埼玉県特定民間再開発事業及び地区外転出事情認定規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十四号

埼玉県特定民間再開発事業及び地区外転出事情認定規則の一部を改正する規則

埼玉県特定民間再開発事業及び地区外転出事情認定規則（昭和六十年埼玉県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第五号中「第六条第四項」を「第六条第一項」に改め、同項第七号中「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」に改める。

第六条第二号中「第三十七条の五第五項」を「第三十七条の五第六項」に改める。

様式第一号中

租税特別措置法施行令第25条の4第2項の規定に基づき、特定民間再開発事業の認定を申請します。

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者 住所

氏名

㊦

※ 手数料欄

を

租税特別措置法施行令第25条の4第2項の規定に基づき、特定民間再開発事業の認

(宛先)

埼玉県知事

申請者 住所

氏名

定を申請します。

年 月 日

に改める。

租税特別措置法施行令第25条の4第17項の規定に基づき、地区外転出事情の認定を申請します。

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者 (地区外転出者) 住所

氏名

印

(建 築 主) 住所

氏名

印

様式第一二号中

※ 手数料欄

租税特別措置法施行令第25条の4第17項の規定に基づき、地
認定を申請します。

年

(宛先)

埼玉県知事

申請者 (地区外転出者) 住所

氏名

(建 築 主) 住所

氏名

を

区外転出事情の

月 日

に改める。

様式第六号中「㊤」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。